

自主的避難等対象区域所在の申立会社所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入れ替え費用、人工芝の張り替え費用等の全部又は一部が賠償された事例。

632

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点（除染作業で発生した砂の保管・処分費用など）については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

平成24年4月27日支払い除染費用

期間

平成24年4月27日

2. 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、4,124,135円の支払義務があることを認める。

(内訳)

平成24年4月27日支払い除染費用 4,124,135円

3. 支払方法

(省略)

4. 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6. 除染費用を裏付ける領収書原本の授受等

(1) 申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する下記領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

記

平成24年4月27日付領収証（株式会社A作成）

- (2) 申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する上記領収書の原本に、被申立人代理人が、被申立人が申立人に対して除染費用を支払った旨及びその額について記載の上、署名押印することを認める。
- (3) 被申立人は、申立人に対し、第6項(2)の領収書原本を郵送することにより返却する。なお、郵送手数料は、被申立人の負担とする。

7. 除染費用の重複請求を行なわない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、第2項記載の金員の範囲については、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、重ねて国や地方自治体に対する請求を行なわないことを約する。

8. 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名又は署名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書及び第6項(2)の領収書（申立人に郵送するもの）の写し各1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月15日

（仲介委員 中村芳彦）